

せいり ほんごう 整理番号	4-8-4	そうだん 相談レベル	2
ぶん るい 分類	ざいりゅう しかく てつづき 在留資格 & 手続き		
こう もく 項目	りこん 離婚するとき		
ない よう 内容	りこんご ざいりゅうしかくこうしん 離婚後の在留資格更新		

1 想定される質問の背景

- 日本人の配偶者等の在留資格が離婚により更新できなくなった。

2 基本的な質問と回答

相談者 離婚したのですが、在留資格に影響はありますか？

回答者 在留資格は何でしょうか？家族滞在や日本人の配偶者等など、離婚によって在留資格の根拠となる関係がなくなった場合には、その在留資格の更新はできません。離婚によって根拠に影響がない定住者、技術、人文知識・国際業務などの在留資格の更新は可能です。

相談者 日本人の配偶者等の在留資格です。

回答者 日本国籍の子供や認知を受けている日本人の実子がいて、親権者として現実にその子供を養育し、長期間日本に住み、日本での生活が安定している場合や、専門的な仕事や自分で会社を営んでいるような場合は、定住者などの何らかの在留資格が認められる可能性があります。

相談者 手続きを教えてください。

回答者 東京入国管理局横浜支局または同川崎出張所に次の書類を添付して、在留資格の変更を申請してください。なお、在留資格が認められるかどうかはケースバイケースです。で、入国管理局、弁護士、民間支援団体ともよく相談してみてください。

○ 申述書

結婚・離婚の経緯、現在の生活状況などを記入する。母語で構わない。

○ 上申書

民間支援団体、支援者、友人でも作成できる。

○ 身元保証人(個人名が必要)が書いた身元保証書

離婚裁判中の場合は裁判所から交付された夫婦関係調整調停事件の証明

○ 仕事をしている場合は在職証明書・給与証明書

○ 子供がいる場合は在園・在学証明書

⇒ 横浜弁護士会 13-8-1へ

⇒ 民間支援団体 13-9-3へ

⇒ 民族団体など 13-9-4へ

⇒ 入国管理局 13-3-7へ